



発行 東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………(同) ……二
- 家畜人工授精師の登録……………(産業労働局農林水産部農業振興課) ……三
- 保安林の指定施業要件の変更予定(五件)……………(産業労働局農林水産部森林課) ……三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定(二件)……………(建設局道路管理部監察指導課) ……五

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課) ……九
- 低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定……………(環境局環境改善部大気保全課) ……一〇

告示

● 東京都告示第千七百七十号
 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

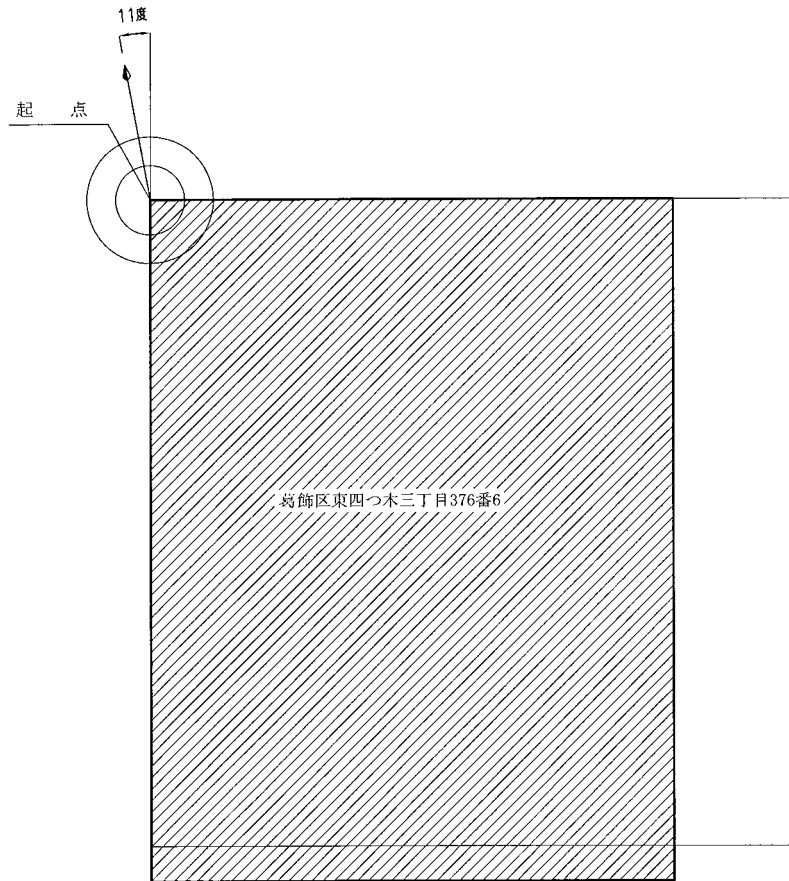
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舩添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東四つ木三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物


別 図



【起 点】
 起点は、葛飾区東四つ木三丁目376番6の最北端とする。

【格子の回転角度】 11度
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡 例】

- 調査対象地・筆境界
- 単位区画
-  形質変更時要届出区域

●東京都告示第千七百七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第八百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

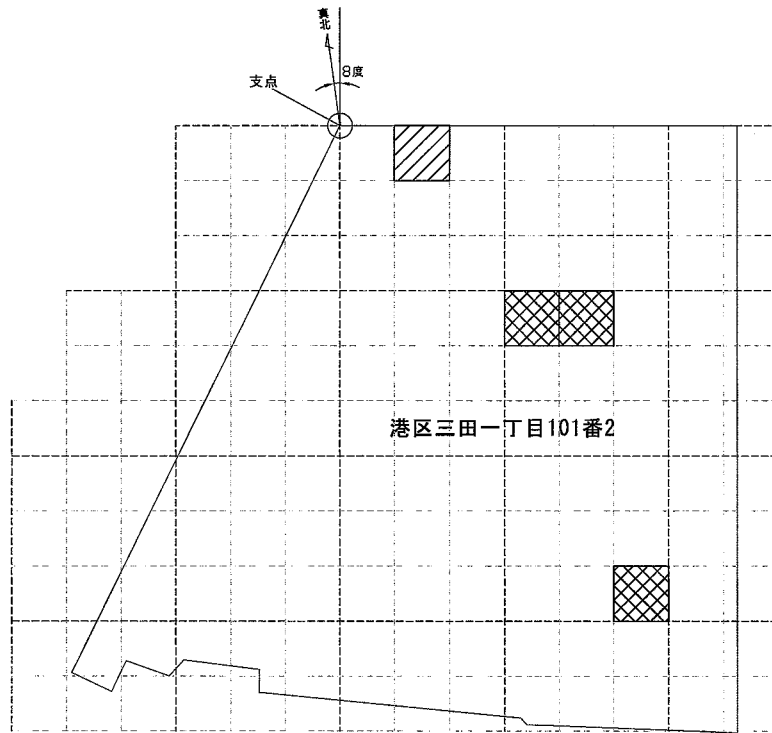
東京都知事 舩 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（港区三田一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界(筆境界)
- ▨ 指定を解除する区域
- ▧ 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は港区三田一丁目101番2の最北端とする。

【格子の回転角度(8度)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千七百七十二号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛添 要一

免許番号	免許年月日	住所	氏名	家畜の種類及び業務の別
第七百九十九号	平成二十七年七月十日	豊島区上池袋四丁目四十六番十一号	佐々木 愛	牛 家畜人工授精の業務

●東京都告示第千七百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛添 要一

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所
- あきる野市乙津字滝山八一八番、八二一番、八二二番、字穴場八二七番七、同番八、同番一〇、字奥中山八七七番八、同番二、同番ホ、同番へ、同番リ、同番ヌ、同番ル、同番ヲ、同番ワ、字中山八八一番イ、同番ロ、八八二番から八八四番まで、字扇原一〇八二番、一〇八三番、字奥橋沢一一〇番イ、一一〇二番イ、字橋沢一一一四

番から一一一六番まで、字大沢一五三五番、字高嶽一五八七番口、一五八八番、一五八九番、一五九一番、養沢字向養沢一一九七番口、一二七九番八、一二八〇番イ、字奥養沢一五八六番三

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千七百七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市乙津字青木平九七九番一、九八四番から九

八七番まで、字橋沢一一二九番イ、同番口、字谷向一一三七番、一一三八番、一一四四番・一一四五番(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千七百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西多摩郡奥多摩町境字檜尾七二四番、七二五番口
二 保安林として指定された目的

公衆の保健
三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千七百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
あきる野市乙津字橋沢一一二番、一一二〇番、一一二二番、一一二三番、字奥橋沢一一〇四番、字大沢一五〇三番、一五〇五番、一五三七番、字滝山八一六番一、養沢字上大沢一五六九番
二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千七百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所あきる野市乙津字橋沢一―二四番(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第千七百七十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名

都道環状七号線

二 指定する区間 世田谷区野沢四丁目二百三十一番八地先から同区野沢二丁目八十番一地先まで

三 指定の概要

別図表示のとおり

別図

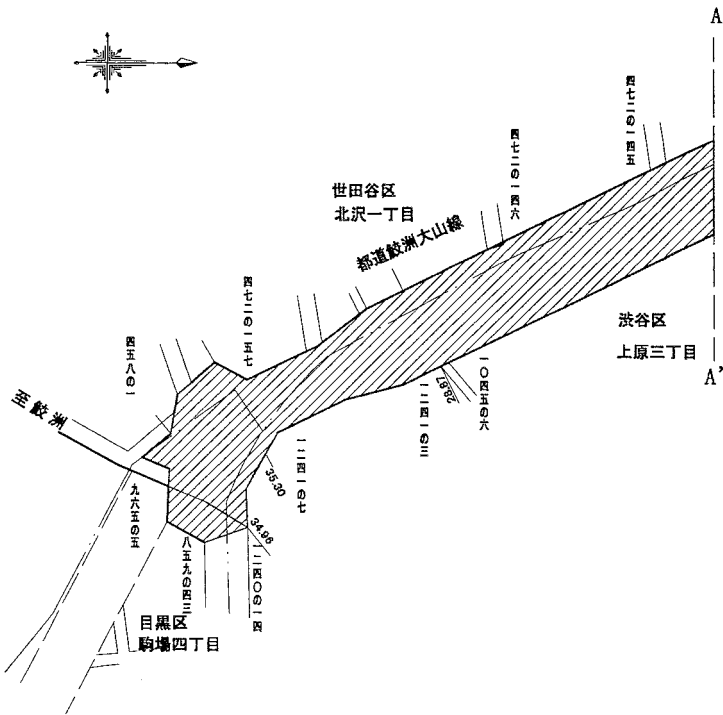
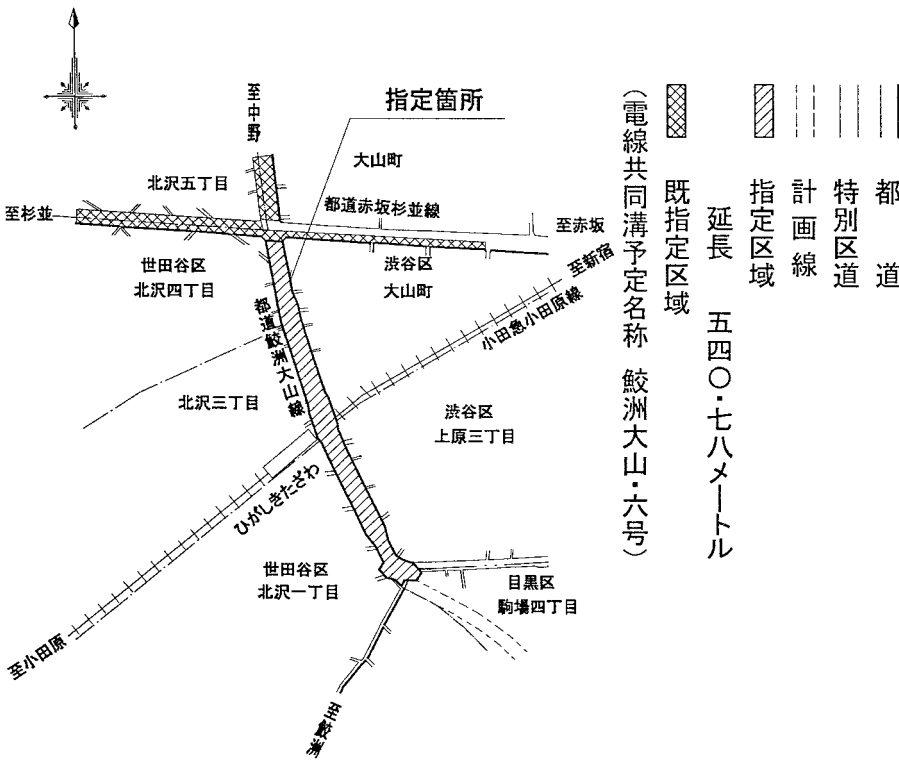
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道 鮫洲大山線

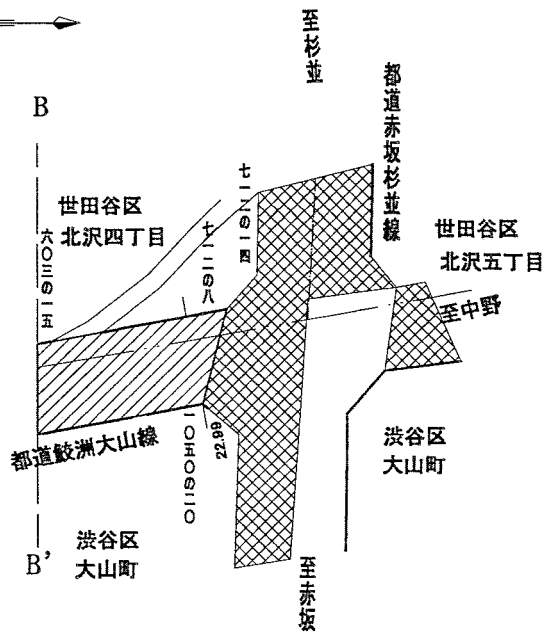
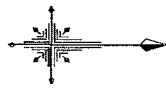
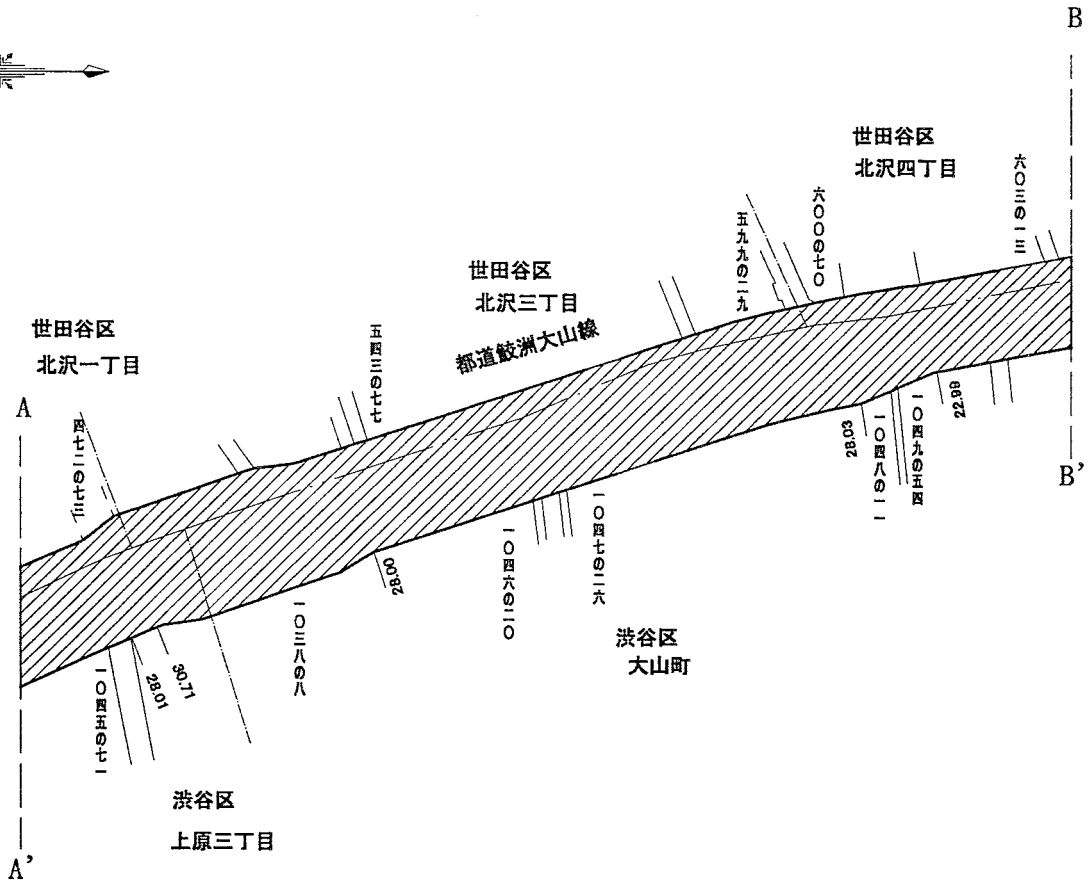
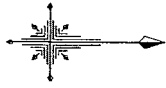
目黒区駒場四丁目～世田谷区北沢四丁目

●東京都告示第千七百七十九号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
平成二十七年七月二十八日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 都道鮫洲大山線

二 指定する区間 目黒区駒場四丁目九百六十五番五地内から世田谷区北沢四丁目七百十二番八地内まで
三 指定の概要 別図表示のとおり





公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学習分析学会
- 三 代表者の氏名
田村 恭久
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区四番町四番地七 上智大学理工学部情報理工学科 田村研究室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民及び市民団体を対象として、教育・学習・訓練分野における方法論・効果測定・質保証の研究開発・情報化支援・ビジネス創出を対象とし、広く社会に対してこれらの成果の情報提供や普及啓発を行うことにより、国民の能力開発及び雇用機会の拡充に

寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まちなか
- 三 代表者の氏名
長迫 園子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都北区上十条二丁目二十八番六号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がいを持っていても社会参加できる場の提供のため安心安全な食の提供、フェアトレード(公平貿易)などの生活の提案、農産物の販売と生産、高齢者も親子もみんなが集える環境づくり、地域ネットワークの創出、その他これらに附帯する一切の業務を目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人成瀬会館
- 三 代表者の氏名
木目田 元
- 四 主たる事務所の所在地
東京都町田市成瀬四丁目十三番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、町田市成瀬、南成瀬を中心に、広く一般

市民を対象に、住み良いまちづくりの推進、子どもから高齢者への安全の確保、また、地域の遺跡・民話等の保存と紹介を図る活動に関する事業を行い、地域の親睦を深めながら、安心と安全な社会の実現に貢献寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人市民サポートセンター日野
- 三 代表者の氏名
今村 久美子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都日野市南平二丁目五十六番地の十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民のライフステージに応じた生活支援サービスを提供すると共に、各種学習講座や文化事業を通して、地域で豊かに生きるための機会を提供し、男女が等しく参画する市民自治に基づく二十一世紀型コミュニティの創造に貢献することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人D O
- 三 代表者の氏名
銅冶 勇人

四 主たる事務所の所在地

東京都目黒区中町二丁目四十九番六号 笹尾方

五 定款に記載された目的

この法人は、ケニアを中心に世界中で暮らす子供たちに対して、教育を受けることのできる環境を提供するための支援事業を行い、現地の子供から大人まで生活に困っている人々を中心に教育や仕事、様々な育成を行っていく。また日本国内で各地域の現状をより多くの人に認知してもらうべく情報を発信する事業を行い、子供たちの教育支援と進学援助に寄与することを目的とする。
(以上原文のまま掲載)

低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の認定について

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第二百二十七条第二項に規定する窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量が少ないと認められる機器について、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱(平成元年二月十六日付六十三環大規第二百二号)第六条第一項の規定により、次のように認定したので、同要綱第九条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十七年七月二十八日

東京都知事 舛 添 要 一

一 認定した機器等

(一) グレードA A

別記一のとおり

(二) グレードA

別記二のとおり

二 認定年月日

平成二十七年六月十七日

別記一

グレードA A

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAA一五〇〇一

蒸気ボイラー

SQ一1200ZU

三浦工業株式会社

GAA一五〇〇二

同右

SU一350S

同右

GAA一五〇〇三

同右

RV一120ZSほか一型式

同右

GAA一五〇〇四

同右

SQ一800ZU

同右

GAA一五〇〇五

同右

SQ一1000ZU

同右

GAA一五〇〇六

同右

SQ一3000AS

同右

GAA一五〇〇七

同右

SQ一2500AS

同右

GAA一五〇〇八

同右

SQ一2000AS

同右

GAA一五〇〇九

同右

SQ一1500AS

同右

GAA一五〇一〇

同右

CG一1500

株式会社ヒラカワ

GAA一五〇一一

同右

CG一2000

同右

GAA一五〇一二

同右

CG一2500

同右

GAA一五〇一三

温水発生機

UG一350一WH一13Aほか二型式

同右

GAA一五〇一四

同右

UG一500一WH一13Aほか二型式

同右

別記二

グレードA

認定番号

認定機器の種類

代表型式の名称

申請者の氏名又は名称

GAX一五〇〇一

蒸気ボイラー

SU一250S

三浦工業株式会社

GAX一五〇〇二

同右

SU一350

同右

GAX一五〇〇三

同右

SZ一60ほか三型式

同右

GAX一五〇〇四

同右

SZ一120ほか一型式

同右

GAX一五〇〇五

同右

RV一160ZSほか一型式

同右

GAX一五〇〇六

同右

SU一500VS

同右

GAX一五〇〇七

同右

GC一2000ZS

同右

LAX一五〇〇一

同右

SZ一100ほか一型式

同右

LAX一五〇〇二

同右

SI一2500VR

同右

LAX一五〇〇三

同右

SI一2000VR

同右

LAX一五〇〇四

同右

SI一1000ZS

同右

LAX一五〇〇五

同右

AI一1000ZS

同右

LAX一五〇〇六

同右

SI一1500VS

同右

GAX一五〇〇八

温水発生機

UT一65NSほか一型式

同右

GAX一五〇〇九

同右

UT一85NSほか一型式

同右

GAX一五〇一〇

同右

UT一120NSほか一型式

同右

GAX一五〇一一

同右

UT一170NSほか一型式

同右

GAX一五〇一二

同右

UT一200NSほか一型式

同右

GAX一五〇一三

温水ボイラー

UT一65Hほか一型式

同右

GAX一五〇一四

同右

UT一85Hほか一型式

同右

GAX一五〇一五

同右

UT一90Wほか一型式

同右

GAX一五〇一六

同右

UT一120Hほか一型式

同右

GAX一五〇一七

同右

UT一170Hほか一型式

同右

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001